

# 運転適性相談窓口のご案内

下記の病気により、自動車等の運転に支障がある方は、症状等によっては、運転免許が取得できなかったり、取消されたりする場合があります。警察では、病気にかかっていること等により自動車等の運転に不安がある方のための相談窓口を設けております。

- ・ 認知症
- ・ 統合失調症
- ・ てんかん
- ・ 再発性の失神
- ・ 無自覚性の低血糖症
- ・ そううつ病
- ・ 重度の眠気症状を呈する睡眠障害
- ・ その他運転に支障のあるもの

運転免許の取得及び運転免許証の更新の手続を適正に実施するため、運転免許申請書又は運転免許証更新申請書における「病状等の申告欄」には、正確に記載してください。

警察では、運転適性相談、病状等の申告欄等に関するプライバシーを、厳格に保護します。

- 運転免許試験受験希望者の適性相談  
問い合わせ先：運転免許本部 試験課 適性相談係  
045-363-7816
- 運転免許更新申請希望者の適性相談  
問い合わせ先：運転免許本部 免許課 審査第三係  
045-365-3111（内線 349）